

## 聖学院大学に対する大学評価（認証評価）結果

### I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2022（平成34）年3月31日までとする。

### II 総評

貴大学は、1903（明治36）年設立の聖学院神学校に始まり、1988（昭和63）年に聖学院大学研究所を併設する政治経済学部のみ単科大学として設立された。その後、学部・学科の新設、改組および併設していた女子聖学院短期大学の統廃合を経て、現在は、政治経済学部、人文学部、人間福祉学部、政治政策学研究科（修士課程）、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科（博士前期・後期課程）および人間福祉学研究科（修士課程）の3学部3研究科を有するに至っている。埼玉県上尾市にキャンパスを有し、プロテスタント・キリスト教の精神に基づく「神を仰ぎ、人に仕う」という建学の精神に基づいて、教育・研究活動および社会貢献活動を展開している。

2007（平成19）年度に本協会の大学評価を受けた後、貴大学は、2回目の大学評価に向けて、改善事項に取り組み、2013（平成25）年度、2014（平成26）年度には、改革の方向性を全学に示している。しかし、大学全体として、検証結果を改善に結びつけるシステムを十分に機能させるには、さらなる努力が必要である。貴大学では、「Only one for others」（他者のために生きる個人）を教育の理念に掲げ、学生が自らの強み—オンリーワンを見つけ、社会や未来に貢献できる豊かな人間になるために、親身になってさまざまな支援を継続して実施し、その特色を発揮している。今後も、大学全体として、学生の教育環境をより充実させ、教育・研究に取り組むことが期待される。

#### 1 理念・目的

貴大学は、プロテスタント・キリスト教の精神に基づく、自由と敬虔の学風による真理の探究、霊的次元の成熟を柱とする全体的な人間形成に努め、人類世界の進展に寄与せんとする者の学術研究と教育の文化共同体であることなど、10カ条を「聖学院大学の理念」として掲げている。これに基づき、各学部・学科および研究科の教育・研究上の目的を明確にしたうえで、大学学則第2条第1項、大学院学則第2条第1項において大学、大学院の人材養成に関する目的を掲げている。これら理念・目的などは、教職員に対しては毎年、年頭に開催される「新年教職員研修会」

## 聖学院大学

において、学生に対しては『学生要覧』および『大学院要覧』に、社会に対しては大学ホームページに掲載して周知を図っている。ただし、『学生要覧』およびホームページに掲載している学則等には学部・研究科等の教育・研究上の目的が省略されており、特に学生にとっては分かりにくいいため、省略せずに掲載することが望まれる。

理念・目的の適切性は、「新年教職員研修会」および毎年度当初に各学部・部署から提出された重点実施予定事項を定めた「マニフェスト」について、翌年度初めに大学運営委員会、大学教授会にて、その「マニフェスト」を点検・評価することにより検証している。

### 2 教育研究組織

貴大学は、理念・目的に基づいて、3学部3研究科のほか、「聖学院大学総合研究所」「聖学院キリスト教センター」を設置し、建学の精神・理念の実現を図っている。

また、学部共通科目や教職課程の運営を担う「基礎総合教育部」を設置し、全学的な視点での教育を行おうと努めている。しかし、「基礎総合教育部」は、学則に位置付けられていないので、学則変更手続きを進めることが望まれる。

教育研究組織の適切性の検証は、主として、学長の諮問機関である大学運営委員会で行っている。今後は、2014（平成26）年度より就任した新学長のリーダーシップのもと、新たに創設されたキャビネット会議を中心とした検証を行うことを予定しているので、従来の組織との整合性を確認・調整し、検証システムを機能させることが必要である。

### 3 教員・教員組織

理念・目的を達成するため、「大学の理念」第8条において、大学全体の求める教員像として「福音的自由と真理への畏敬の念を持って、学問的探究に鋭意努力し、その研究と教育を通して、時代の課題に積極的に応えつつ、新しい世代の知的、実践的、霊的次元での育成に努め、本大学の精神、学問、伝統の確立と継承、および新たな創造に努める」ことを期待すると示している。教員に求められる能力・資格などは、「聖学院大学教員任用規程」などに明確に定めているが、教員組織の編制方針は定めていないので、今後、方針を明確にして、その方針と整合性のある教員組織を編制することが望まれる。

特任教員を除く専任教員は、法令に定められた必要数を満たし、年齢構成も大学全体としては、おおむね偏りのない構成である。しかし、22名いる特任教員については、その職務・権限等が多様なことから、規定していないので、位置付けを明確

にする必要がある。

採用・昇任については、内部推薦という方法をとっているが、選考の過程で必要に応じて学外の専門家の意見を聴取する機会を設けていることは、評価できる。しかし、採用の基準が不明確であることから、採用手続において、「法人人事委員会」の決定を理事会が差し戻す可能性があり、採用人事の透明性については十分とはいえないので、改善が望まれる。また、授業科目と担当教員の適合性について、専門分野以外の領域の授業を担当する際に厳格に審査を行っていない点は改善の必要がある。さらに、大学院を担当する教員や研究指導を行う教員の選考に関して、採用の際の資格審査基準などが無く、大学の基準を準用している点は改善が望まれる。

教員・教員組織の質の維持・向上を図る取り組みとしては、「特別研究制度」と「短期研究派遣制度」があり、これらの制度とともに教員に博士号の学位取得を奨励している点は評価できる。しかし、それ以外の教員の資質向上のための取り組みは不十分であり、教員の教育・研究活動に関する業績評価制度もないため、教育・研究活動の活性化に努める必要がある。

教員・教員組織の適切性については、学部長会議が昇任などの人事の際に、年齢構成、専攻分野のバランス、男女比などを検討し、その結果を「大学運営委員会」および大学教授会において検証している。

#### 4 教育内容・方法・成果

##### (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

###### 大学全体

「コミュニケーション力や判断力などの業務遂行能力を高め、現代の市民社会の各分野でその担い手として貢献できる人物の育成」という貴大学の教育方針に沿って、各学部・学科、研究科は課程ごとに教育方針、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、ホームページなどで公表している。しかし、すべての学位授与方針について、卒業・修了要件など学習効果達成のための諸要件は学則上に規定しているが、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果が十分には読み取れないので、改善が望まれる。

教育目標、各方針の適切性については、学科会、学部教授会、大学教授会において年度ごとに検証しているが、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針との連関が読み取りにくいので、今後、さらなる検証が必要である。

###### 政治経済学部

3項目からなる教育課程の編成・実施方針において、「基礎学力およびコミュニケーション能力の向上」を目指した基礎的な科目の配置、「学生の関心・専門に応

## 聖学院大学

じた」専門科目、演習科目、卒業関連科目の配置についての考え等を示している。

教育目標、各方針の適切性については、学科会および学部教授会において、新入生や卒業を控えた4年次生に実施するアンケート等による学生の期待度・満足度の集計結果等に基づいて検証している。

### 人文学部

3項目からなる教育課程の編成・実施方針において、「人文学の基礎的理解と多面的理解」のための倫理観、グローバルな考察力、行動力を育成する科目の設置、少人数制教育による文章力、読解力、思考力を伸ばすための自己表現力と言語的コミュニケーション力を養成する科目の配置についての考え等を示している。

教育目標、各方針の適切性は、学科長、教務部委員、FD委員からの素案を学科会、学部教授会において検証している。

### 人間福祉学部

教育課程の編成・実施方針として、「教育や福祉等の分野において、技術論等の実践教育を強化・徹底するため、それを具体的に学ぶ演習科目の充実を図る」ことなど4項目を掲げている。

教育目標、各方針の適切性については、卒業判定時の学部教授会や学科会で、その都度関連する方針に関する検証を行っている。

### 政治政策学研究科

教育課程の編成・実施方針において、「政治政策学研究科の教育目標である政策学やデモクラシーの教育と研究を実現する」ための「共通必修科目」の設置および学生の専門的ニーズに応えるための「政治・政策」「税務・経済」「公共政策」に関連する講義科目の設置についての考えを示している。

教育目標、各方針の適切性については、「マニフェスト」と論文研修会を通じて検証している。

### アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科

博士前期課程では、教育課程の編成・実施方針において「アメリカ・ヨーロッパ文学の教育目標であるキリスト教理解を基盤にした新しいアメリカ・ヨーロッパ文化学の教育と研究を実現する」ための「共通必修科目」の設置、学生の専門的ニーズに応えるための講義科目の設置についての考え等2項目を示している。また、博士後期課程では、専門的な研究指導を進めるために、単位制をとらずに、「特殊研究科目」をおき、正副2名の指導教授が学生の研究分野についての研究指導を行う

## 聖学院大学

こと等2項目を教育課程の編成・実施方針において示している。

教育目標、各方針の適切性については、研究科委員会および「大学院構想委員会」で適宜検証している。

### 人間福祉学研究科

教育課程の編成・実施方針において、科目群として「コア科目」、専門的研究領域の科目群として「講義科目」および「演習科目」を設置し、「福祉学分野」「児童学分野」「臨床死生学・スピリチュアルケア分野」の3つの研究領域をシームレスに包含したカリキュラムを提供することを示している。

教育目標、各方針の適切性については、研究科委員会、大学院構想委員会において適宜検証している。

## (2) 教育課程・教育内容

### 大学全体

学士課程では、必要な科目を全学部共通の「基礎科目群」「教養科目群」「総合科目群」および「専門科目群」に分け、主として「基礎科目群」および「教養科目群」により、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い豊かな人間性を涵養する教育課程を編成している。また、履修系統図の作成および授業科目のナンバリングにより、教育課程の編成・実施方針にふさわしい教育内容を提供し、学生の順次的・体系的履修が可能となるよう配慮している。大学院においては、修士・博士前期課程について、リサーチワークとコースワークを組み合わせ教育を行っている。

### 政治経済学部

「専門科目群」は、政治経済学科では「政治学系」「法学系」「経済学系」「経営学系」「社会学系」の5つに、コミュニティ政策学科では「行政系」「経営系」「コミュニケーション系」の3つに分かれている。その他、関連科目、教職専門科目、多数の演習科目を提供している。また、1学科（政治経済学科）4コース制への学科再編が行われた2014（平成26）年度からは、「政治学系」「法律学系」「経済学系」「経営学系」「社会学系」「情報学系」に分けるとともに、教職専門科目、公務員、社会教育主事のほか、多数の演習を提供するなど、より多様な選択を可能とする教育課程の再編を行っている。

教育課程の適切性の検証については、「政治経済学部点検評価委員会」の責任のもとで、学科会および学部教授会において、新入生や卒業生に実施するアンケート等に基づいて行い、学部・学科共通の問題意識を明らかにして教育課程の適切性を協議し、逐次改革へ結びつけている。

### 人文学部

教育課程の編成・実施方針を踏まえ、欧米文化学科では、初年次教育として「基礎ゼミ」を配置し、さらに学科教育課程の中心である「グローバル文化科目群」「現代世界科目群」「表象文化科目群」の3科目群の基礎となる科目を1年次に配置している。2年次以降は、「通論」科目から「特論」科目へ段階的に学修が進んでいくように配慮している。日本文化学科では、学修する科目群を「文化論・比較文化系統」「文学・語学系統」「歴史・思想系統」に編成し、初年次教育から基礎、専門科目へ学年進行とともに学修が進むように配慮している。また、「グローバルな視点」の導入として、2014（平成26）年度より、欧米学科・日本文化学科の両学科共通で「埼玉学」を設置し、これを必修化しているのも特徴である。

教育課程の適切性については、学科会および臨時に設置される会議において、入学者あるいは在学生への調査などを踏まえながら、検証している。

### 人間福祉学部

教育課程の編成・実施方針を踏まえ、学生が順次的・体系的に履修できるように科目が配置されており、児童学科では、初年次の必修科目「児童学概論」で児童学の基礎を学んだうえで、保育士資格課程、幼稚園・小学校の教職課程に係る科目を学べるよう、配慮の行き届いたカリキュラム編成になっている。こども心理学科では、認定心理士、特別支援学校教諭一種免許状、中学校・高等学校教諭一種免許状（保健）、また、人間福祉学科では、社会福祉士、精神保健福祉士国家試験受験資格取得や高等学校教諭一種免許状（福祉）取得のためにそれぞれ配慮された教育課程になっている。

実習が必須となる学部の特性から、学生が欠席した実習科目の取り扱いについて、対面補講による補習・補充教育を行うなどの対応を行っているが、十分とはいえないので、今後さらなる検討が期待される。

教育課程の適切性の検証に関しては、現行の課程が適切性を欠き改善を要すると判断されるに至ったときに、学科および学部で「問題対応的」な機動的検討をするとしている。しかし、定期的な検証システムを構築しているとはいえないので、今後の改善が期待される。

### 政治政策学研究科

教育目標を実現する科目群として「選択必修科目群」を設置するとともに、個別の専門ニーズに応えるために選択専門科目として「政治・政策」「税法」「会計」「公共政策」の4分野の科目群を提供している。さらに幅広い教養を身につける科目群として「共通選択・原書講読」を提供している。

## 聖学院大学

教育課程の適切性については、研究科委員会および大学院構想委員会で検討を行い、最終的には大学教授会にて検証している。

### アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科

博士前期課程については、「アメリカ文化学」「ヨーロッパ文化学」「キリスト教文化学」「日本文化学」の4つのコースから編成される講義科目を履修し、研究指導として、演習科目3科目を履修したうえで、修士論文を作成する。演習科目は、「演習Ⅰ」を2科目履修することで、「演習Ⅱ」につながる主専攻と、もう一つの専門分野である副専攻が学べるように編成している。博士後期課程においては、1年次必修の「大学院コロキウム」「演習Ⅰ」以外はすべて選択制となっており、研究指導科目のみを履修し、学位論文審査に合格することで修了することが可能となっているので、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせた教育課程の編成に向け、検討することが望まれる。

教育課程の適切性については、研究科委員会および「大学院構想委員会」で検討し、最終的には大学教授会において検証している。

### 人間福祉学研究科

科目群を「コア科目」「福祉学分野」「児童学分野」「臨床死生学・スピリチュアルケア分野」の4分野に区分し、それぞれについて演習科目を配置している。また、教育課程全般において、臨床的テーマを扱うようにしていることは、教育目標の達成のうえで望ましい。

教育課程の適切性については、研究科委員会および「大学院構想委員会」で検討し、最終的には大学教授会において検証している。

## (3) 教育方法

### 大学全体

講義、演習、授業科目等必要な授業の形態を適切に組合せて教育を実施し、またこの形態等を考慮して単位制度の趣旨に沿った単位を設定している。既修得単位等についても、適切な学内基準に基づき認定している。しかし、『学生要覧』やシラバス上では授業形態の区別が明らかではないので、学生への周知の点で、今後の改善が期待される。また、1年間に履修登録可能な単位数については、全学部で上限設定を適用しない科目が複数存在するほか、人間福祉学部では各学科とも、各学期において、上限を30単位としているので、単位の実質化の観点から、改善が望まれる。全学部で少人数教育の導入、「FD委員会」による対話型授業推進へのサポートおよび教員による「アドバイザー制度」や「ラーニングセンター」は、学生の

## 聖学院大学

主体的授業参加を支援する制度として評価できる。

シラバスは、統一した様式で作成し、前回の評価で指摘された事項等を考慮してより実質化した内容を、ウェブ上で公開している。シラバスの点検は、「教務部委員会」「FD委員会」を中心に行っている。また、「学生による授業評価アンケート」等を利用して、シラバスの記述内容や量について改善を図っている。ただし、学生のシラバス活用率が十分ではないので、さらに改善に向けて取り組むことが期待される。

教育内容・方法等の改善は、「FD委員会」によるニューズレターの発行、講義の録画等の取り組み、さらに、「点検評価実行委員会」による「学生による授業評価アンケート」に対する応答集の作成を行っている。学外の研修にも参加し、全学的に積極的に取り組んでいる。

教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織として、まず「教務部委員会」が検証し、そこにおいて作成された教育内容・方法の改善案を各学科会や運営委員会で協議し、その後、学部教授会および大学教授会で承認する手続きとなっている。

### 政治経済学部

対話型学習法を実施する教員が多く、また、「ラーニングセンター」を通じて、個別的な学習支援が行っていることは評価できる。学部独自のファカルティ・ディベロップメント（FD）については、「FD委員会」主導による有志教員の授業録画DVDの作成・公開、学生が在学中に作成した文書等のキャリアポートフォリオの閲覧等を通じて改善を図っている。

単位認定は、基本的に中間試験と期末試験の結果に基づいて行っており、シラバスや初回授業のアナウンスにより、成績評価と単位認定の適切性を確保している。

### 人文学部

グループワークやリアクションペーパーを積極的に導入し、学生にコメントを付して返却したり、クラス全員のカードを資料にまとめて学生にフィードバックするなど、学生と双方向的なコミュニケーションをとりながら授業を行っている。学部のFDは、学部・学科選出の委員から構成される「教務部委員会」がその運営を担い、「FD委員会」が教育方法の開発、提言を行っている。特に欧米文化学科では、1年次終了時に学科独自の「大学生活に対する満足度の調査」を行い、教育改善に生かしている。



### 人間福祉学部

児童学科では、幼稚園教諭一種免許状、保育士資格、小学校教諭一種免許状取得のために配慮された教育課程となっており、特に小学校教諭一種免許状の取得を目指す学生のために、「教職支援センター」を備え、学科専任の指導教員が常駐し、個別の学習指導に応じている。こども心理学科では、学生から提出されたレポートや授業内小テストを再度返却するなど、双方向的な授業を行っている。人間福祉学科では、外部実践者による講義、ボランティア活動、実験、自由演習、合宿を取り入れ、多様な授業を展開している。

### 研究科全体

全研究科で講義、研究指導、論文作成指導を適切に行っている。アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科の博士後期課程では、単位制を導入しておらず、講義科目の履修は義務づけていないが、適宜、博士前期課程の科目を履修することを推奨しており、毎年、指導教授および副指導教授が担当する「特殊研究科目」を通じて、複数指導体制のもとでの個別指導を行っている。研究指導については、全課程で論文作成の途中段階において中間発表会を行い、指導教員以外の教員や学生からの幅広い意見・助言を受けることとしている。しかし、『大学院要覧』には、論文提出の手続きは示しているものの、論文指導計画をあらかじめ学生に明示していないので、早急に対応することが求められる。

シラバスについては、統一された様式で作成しているが、政治政策学研究科では、「評価方法」欄の記述が統一されておらず、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科では、「授業計画」欄に学期分の授業計画を書いていないものや、「評価方法」欄に明確に評価方法を記載していないものが少なからずある。また、人間福祉学研究科では、シラバスを実質的には利用していないので、各研究科ともシラバス本来の趣旨に基づき、見直しと改善を図ることが望まれる。

研究科のFDについては、政治政策学研究科では、毎年3月に「大学院FD委員会」を開催し、授業運営等について議論を行っているほか、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科、人間福祉学研究科では、各研究科委員会において、教育内容・方法等について検証している。

#### (4) 成果

卒業・修了に必要な要件および手続きは、学士課程については学則において、修士および博士課程は大学院学則において規定し、これらを『学生要覧』および『大学院要覧』に掲載することによりあらかじめ学生に明示している。

規程に基づき、学士課程については大学教授会が、学位授与を決定している。し

かし、全学部共通して、「大学教授会で定めた一定の基準内である限り、卒業判定時に卒業単位に満たない学生に対し、『特別試験』を受けることを許可し、これに合格することで卒業が可能になる」としているが、再試験制度にあたるこの制度は、受験資格および手続きが決まっているにも関わらず、時限的制度という理由から、学則等の規程に定められないまま実施され、さらに、学生に公には知らせていないことは適切ではないので、改善が望まれる。

教育目標に沿った成果の評価に関して、『点検・評価報告書』には、外部団体による評価や政治経済学部では、「学生による授業評価アンケート」結果や「キャリアポートフォリオ」を利用するほか、人文学部では卒業論文の作成に至るプロセスを、人間福祉学部では、児童学科には保育職・教職に就く学生が多いので、これらにかかわる免許取得率や就職率を、人間福祉学科では、国家試験合格率や関係施設への就職率を学習成果としている。しかし、これらは客観的な成果測定のための評価指標としては妥当ではないので、学生の自己評価や卒業後の卒業生アンケート等を活用し、指標を開発して適切に成果を測ることが必要である。

修士または博士の学位授与にあたっては、審査委員会を設置して論文の審査を行い、人間福祉学研究科では、「人間福祉学研究科修士論文の審査・採点基準」に基づいて修了判定が行われている。しかし、人間福祉学研究科ではこの採点基準が学生に明示されておらず、政治政策学研究科とアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科では学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査するための学位論文審査基準が明文化されていないので、改善が望まれる。さらに、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し、「課程博士」として学位を授与することを規定していることは、適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進するよう改善が望まれる。また、標準修業年限内に学位を取得することが難しい学生に対しては、在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受けられる工夫などを検討することも期待される。

研究科における学生の学習効果を測定するための評価指標については、政治政策学研究科では税理士試験税法科目免除の資格取得者数を間接的な指標としており、近年では、全修了者数のうちの最低7割以上が税理士試験税法科目免除の対象となっている。しかし、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科、人間福祉学研究科では、特に設けていないので、今後は、開発に努め、その指標で適切に成果を図ることが期待される。

## 5 学生の受け入れ

大学全体として、「理念に共感し、神から与えられた固有の賜物を人間形成的に、学問的に本学で開花させたいと願う志望者」を求めることを学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）としている。さらに、学部・学科および研究科ごとにも求める学生像を明示した学生の受け入れ方針を定め、ホームページ等において公開している。学生募集および入学者選抜に関しては、各学部・研究科の学生の受け入れ方針に沿ったさまざまな入試形態を取り入れ、適切に実施している。ただし、各方針には、修得しておくべき知識等の内容・水準等を示していないので、改善が望まれる。

定員管理については、人文学部欧米文化学科においては、収容定員に対する在籍学生数比率が低く、2015（平成 27）年度に学科の改革を検討しているため、今後の改善方を具体化し、改善することが望まれる。

学生の受け入れに関する検証は、学部では、学科会および学部教授会において、「アドミッションセンター」が集計した点数分布や調査書平均に基づいて、適切な入試選抜が行われたかを検証している。また、過年度の入試結果については、各学科が入試委員を中心に学科会で検討し、「アドミッションセンター」の職員が学科会に陪席して説明を行っているほか、外部のアセスメント業者も加え、分析結果の報告会を行っている。入試改革と教育改革は強く連動しているとの認識をもって、入試制度改革に合わせた学科の教育内容を検討している。大学院については、大学院における基本的課題および将来構想を審議する「大学院構想委員会」にて選出された各研究科委員で組織される「大学院入試小委員会」において、検証と次年度に向けた提案を行っている。

## 6 学生支援

学生支援に関する方針として、「学生が置かれている状況と必要を的確に把握し、学生が大学生活を通してその能力と個性を伸ばし、社会人として自立していくための行動力、探究心、創造力を身につけられるように、一人ひとりの学生に寄り添いつつ支援する」ことを定め、ホームページに掲載して、教職員にも周知している。

修学支援として、「クラス・アドバイザー」を置き、学生の事前・事後学習を行うほか、保護者面談等を行い、学生一人ひとりの状況を毎月の各学科会で共有し、学生指導に役立てている。障がいをもつ学生に対しては、学生相談室、保健室、ラーニングセンター等が連携して支援を行っている。2014（平成 26）年度より、より豊かな学生生活および修学の実現に向けた包括的な伴走型学生支援を目指し、「学生総合支援ネットワーク」の運営を開始し、月 1 回の会議と必要に応じた実務者会議により、情報共有や問題解決を図っている。

## 聖学院大学

生活支援としては、健康面は保健室の常駐スタッフが、精神面は学生相談室カウンセラー（専任1名、非常勤3名）が対応にあたっている。なお、その運営は「学生相談室運営協議会」が行い、同協議会では学生相談室の人事や課題等も検討している。さらに、2012（平成24）年には電話相談事業（業務委託）を開始し、学生をはじめ、教職員や家族からの相談にも対応可能な体制が整っている。ハラスメントへの対応は、「人権・情報保護委員会」により「ハラスメント防止ガイド」が策定され、各種ハラスメントに対して問題解決と啓発活動に取り組んでいるが、相談件数が少ないことから、その機能が十分に果たせていない可能性があるため、自己点検・評価しているため、存在の周知を含めた検証が望まれる。

進路支援は、キャリアサポート課によりきめ細かな指導が行われ、授業科目のキャリア関連科目との連動も図っている。また、企業人事担当者を面接官役として招き、他大学生とのグループディスカッションを体験し、すでに内定を得ている4年次生が相談コーナーで3年次生からの相談を受けるなどの取り組みにより、就職活動への意識づけを行い、これらに参加した学生の就職状況が良好であることは、高く評価できる。また、これらの取り組みは、教員のほか、キャリアサポート課の職員により構成される「キャリアデザイン部会」が管理運営を行っており、当該部会は大学教授会に属し、大学教授会が統括している。

学生支援の適切性については、「学生総合ネットワーク会議」で検証している。

### 7 教育研究等環境

教育・研究の環境整備に係る方針は、明文化していない。しかし、法令によって定められた校地面積・校舎面積を満たしており、運動場・体育館・図書館・保健室等の必要な施設・設備を整備している。また、ほとんどの校舎でバリアフリー対応を行っている。

図書館においては、必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備え、専門知識を有する専任職員も配置している。夜間開館では専任職員は配置していないが、非常勤職員等が対応している。

専任教員に対しては、適切な水準の研究費を支給し、研究室についても、適切な規模の研究室を個人ごとに整備している。研究時間を確保するため、週4日勤務から3日勤務に変更し、さらに、一定条件をクリアした教員には、「特別研究期間制度」により、6か月または1年間のまとまった研究時間が確保できるよう配慮している。

ティーチング・アシスタント（TA）とリサーチ・アシスタント（RA）の募集は、大学院学生を対象にウェブページ等で行っており、学部授業のサポートのためにTAを、大学院の授業、総合研究所主催のシンポジウム、講演会等の補助のため

にRAをそれぞれ10名程度配置している。

研究倫理に関しては、申請が提出された時点で「研究倫理委員会」を組織し、審査を行っている。研究倫理を浸透させるための措置として、「聖学院大学研究倫理委員会内規」を大学教授会構成員で共有している。

教育研究等環境の適切性については、「大学運営委員会」において検証している。

## 8 社会連携・社会貢献

大学全体の建学の精神のもと、社会連携・社会貢献や地域社会・国際社会への協力の重要性を「聖学院大学の理念」や学則で明示し、全学的なボランティア精神の育成に努めている。また、2013（平成25）年度に開設した「地域連携・教育センター」の規程にも社会連携・社会貢献の目的を示し、教職員で共有している。

実際の活動としては、「地域連携・教育センター」および2012（平成24）年度に開設した「ボランティア活動支援センター」を中心に、公開講座、資格関係講座、セミナー・講演会等の多岐にわたる活動により、積極的に推進している。

各種活動の適切性は、「ボランティア活動支援センター」が回収した「ボランティア活動に関わるアンケート調査」の結果に基づいて検証し、2013（平成25）年度の調査結果は『聖学院大学ボランティア活動支援センター 2013年度事業報告書』に掲載して公表している。

## 9 管理運営・財務

### （1）管理運営

「大学全体のインフラ・アメニティ・情報環境の点検と整備（増改築を含む。）」など3項目を長期方針、「教員と職員との相互信頼と機能的な役割分担及び協力の体制を構築し、総合的な大学運営を図る」ことなど7項目を中期方針として、「2014年度 聖学院大学の指針と目標」において明示している。これまでは、中長期的管理運営方針は、「大学運営委員会」が策定し、毎年4月と9月に提出する「マニフェスト」およびその中間報告・年度末総括において明らかにし、大学教授会および事務連絡会を通じて学内に公表していたが、2014（平成26）年度からは学長交代に伴い、新たな管理運営体制およびその方針を打ち出し、緊急を要する重要案件等に機動的に対応し、大学改革を促進するための体制に変更した。すなわち、学長、副学長、学長補佐、学長アドバイザー、キャビネット事務長により構成される「キャビネット」体制を整備し、毎月開催する「キャビネット会議」では、大学運営における中長期的ビジョンを示し、その内容を「大学運営委員会」にて検討し、その結果を大学教授会にて審議する体制を整備している。

学則および大学院学則に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、各人を教

## 聖学院大学

授会およびその他委員会等の組織に配置するとともに、それぞれの役割分担、権限および責任を明確に規定している。

事務組織については、2012（平成24）年度に法人全体の組織改編を行い、事務を統括する事務総局を置き、大学から幼稚園のすべてを管轄する管理局、学事局および広報局の3局体制となった。また、職員は、就業規則等に基づき人事委員会等のもと、採用・役職任用を行っているが、大学が適正とみなしている事務職員の人員構成よりも多い状況であるため、今後の努力が期待される。

事務職員の資質向上に向けた研修等については、「アクションプラン」に基づき、人事考課に基づく職員の指導・育成、教育研修を実施している。その結果、仕事の結果に質の向上がみられたこと、専門化および業務負荷の分散化が図られ業務の迅速性がみられるようになったこと、学長の方針および指示が各事務組織に円滑に伝達され実行されるようになったことなど、改善につながっていると自己点検・評価している。

管理運営の適切性の検証については、理事長直轄の監査室が担っており、主な監査の種類は「業務監査」「会計監査」「教学監査」としているが、実態としては当該監査が十分に行われていないため、貴大学内において恒常的に検証を行うことによって適切性が担保される体制を構築することが求められる。

法人全体の予算の執行および会計処理については、監事による監査と、公認会計士による監査を実施している。当該手続きは理事会の中に置かれた経営財務委員会において規程に基づき行われ、毎年度監査報告書、事業報告書、財産目録を作成するとともに、5カ年の収支計算書と貸借対照表も作成している。予算編成の基本方針については、院長、学長および各学校長による学・校長会議で発表した上で意見交換し、あわせて財政面については経営財務委員会で議論し、理事会を経て策定している。

実際の予算編成については、当該基本方針のもと、各部門（執行組織）において原案を作成し、それを理事会諮問機関である「経営財務委員会」で審議したのち、理事会に上申し決定しており、財務関連の責任体制を整備している。また、予算執行については、「経理規程」「稟議規程」および「稟議規程施行細則」に基づき行っており、業務予算内では調整がつかない予算外の場合については、経営財務委員会での協議を経て、理事会での決議により確保する仕組みとなっている。

以上により、予算編成と執行プロセスの明確性・透明性や、監査の方法・プロセス等の適切性について、明確な責任体制のもと、おおむね恒常的かつ適切に検証を行っているが、教育環境整備を含めた大学全体の教育の質保証の観点からは、帰属収入に対する人件費比率の削減を含めた、財務状況の改善が望まれる。

(2) 財務

5カ年の中期ビジョンを学校ごとに作成し、「経営財務委員会」で議論のうえ、基本方針を策定しており、財政再建を計画している。教育研究を支える財政基盤においては、大学ベースでは帰属収支を均衡させているが、法人ベースでは2013（平成25）年度までの5カ年連続帰属収入が減少している。特に帰属収入の大きな比率を占める学生生徒等納付金収入の減少は大きな課題である。

支出面においては、「文他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ人件費比率が高く、教育研究費比率が低い。このことは固定費の比率が高いことを示しており、今後の教育研究環境の悪化も懸念される。

直近の法人ベースの帰属収支差額においては、支出超過が直近3カ年続いている状況は大きな課題である。また、次年度繰越支払資金の減少も留意する必要がある、経常費の借入金については早期に解消することが望ましい。

貸借対照表関係比率では自己資金構成比率、流動比率、総負債比率、前受金保有率等が、「文他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べいずれも劣位にあり、財務体質の早急な改善が望まれる。

今後は財政の健全化に向け、帰属収支の改善が喫緊の課題である。それに向けて、学生生徒等納付金の改善を図り、支出面においては人件費比率の改善による帰属収支の均衡を図るための中期財政計画の確実な実行が望まれる。

10 内部質保証

貴大学における大学全体の定期的な自己点検・評価活動あるいは質保証への取り組みとして、「新年教職員研修会」と「マニフェスト」が挙げられる。これら2つの制度は、特に2011（平成23）年度以降連関しており、2013（平成25）年度は学長による「2013年度学校法人・聖学院大学の方針」に、2014（平成26）年度は「聖学院大学の指針と目標」に引き継がれ、大学運営全般にわたる改革の姿勢を示している。大学の質保証を行うためのシステムについては、貴大学では、1994（平成6）年度以降、「聖学院大学評価規程」に基づく「大学点検評価委員会」以下7つの点検評価委員会を組織する一方で、2004（平成16）年度からは「点検評価実行委員会」を7つの点検評価委員会から独立した外部的視点をもつ委員会として常設している。さらに、「教育改革プロジェクト・ワーキンググループ（WG）」を立ち上げ、現在は「点検評価実行委員会」と同WGの2つを、内部質保証を掌る組織として整備している。しかし、7つの点検評価委員会と「点検評価実行委員会」およびWGとはそれぞれ別個に機能しており、こうした複数の組織を統一あるいは系統づけるよう、改善を図ることが望まれる。これに加えて、学外者の意見を聴取するために「学外評価委員会」（仮称）の設置に取り組んでいるが、既存の「点検評価実行委

員会」とともに、効率的に各々の設置目的を果たし、改善・改革へつなげる包括的、定期的で組織的な自己点検・評価活動を行うことが期待される。

### Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列記する。

なお、今回提示した各指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善勧告」についてはその改善状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2018（平成30）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

#### 一 長所として特記すべき事項

##### 1 学生支援

- 1) 進路支援に関して、貴大学では、キャリアサポート課を中心に授業科目であるキャリア関連科目との連動も図りながら、きめ細かな指導を行っている。就職活動が本格化する3年次の12月に、「内定GET講座」と称して、企業の人事担当者等を面接官役として招き、貴大学の学生と、招待した他大学の3年次生が混成グループを組み、面接とグループディスカッションを体験している。また、すでに内定を得ている4年次生で編成される「絶対就職するための研究会」が、9月末から翌年の2月までの期間、キャリアサポート課の協力を得ながら、3年次生の就職活動を献身的にサポートしている。これらの講座受講者の就職状況は特に良好であり、学生の就職活動支援に大いに役立っていることは評価できる。

#### 二 努力課題

##### 1 教員・教員組織

- 1) 政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科および人間福祉学研究科において、大学院担当教員の選考に関する資格審査基準が定められていないので、改善が望まれる。

##### 2 教育内容・方法・成果

###### (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 1) 学部・研究科ごとの学位授与方針について、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果が十分には読み取れないので、改善が望まれる。



(2) 教育方法

- 1) 1年間に履修登録できる単位数の上限が人間福祉学部では60単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。また、各学部とも、卒業論文等を例外事項として履修登録単位数の上限に含めていないので、同様に改善が望まれる。

(3) 成果

- 1) 卒業判定時に卒業必要単位数を満たしていない学生に対し、不合格科目の再認定措置として実施している「特別試験」制度について、学則等に定めていないうえ、その受験資格や手続きを学生に明示していないことは適切ではない。この制度の運用方法について、改善が望まれる。
- 2) 政治政策学研究所、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究所および人間福祉学研究所において、学位論文審査基準が明示されていないので、研究科・課程ごとに『大学院要覧』などに明記するよう、改善が望まれる。
- 3) アメリカ・ヨーロッパ文化学研究所の博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではないので、課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。

3 学生の受け入れ

- 1) 人文学部において、欧米文化学科では、収容定員に対する在籍学生数比率が0.87と低いので、改善が望まれる。

4 管理運営・財務

(1) 財務

- 1) 財政再建を進めるために、人件費比率等の改善を含め、収入源の確保と支出の削減を同時に進めなければならない。また、貸借対照表関係比率では流動比率が極端に低く、要積立額に対する金融資産の充足率が2割程度しかないことから、早急なる帰属収支の改善に向け、法人の具体的な財政健全化計画の実行が必要である。さらに、計画の履行状況を毎年度検証し、計画の実現性に対する継続的な見直しが必要である。

三 改善勧告

1 教育内容・方法・成果

(1) 教育方法

- 1) 政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科および人間福祉学研究科において、課程ごとに研究指導計画が策定されていないので、研究指導、学位論文作成指導を研究指導計画に基づいて確実に進めるように是正されたい。

以 上